

学校法人の経営に関する実務問答集《改正会計基準対応版》 正誤表

○令和元年 8 月修正

| 項目 | 誤 | 正 |
|----------------------------------|---------------|-----------------|
| (P247)354 被災による損害額等の表示 A の大科目 | (大科目) 資産処分差額～ | (大科目) その他の特別支出～ |

※以上の内容は令和元年 8 月より販売している増刷版では修正済みである。

○平成 28 年 10 月修正

| 項目 | 誤 | 正 |
|--|---|---|
| (P30) 37 研究代表者が所属機関を変更する場合の設備等の移管 A の図の矢印 | 「変更後の研究機関 (B 大学)」 → 「研究代表者」 | 「研究代表者」 → 「変更後の研究機関 (B 大学)」 |
| (P42) 53 預金の満期時の会計処理 Q 及び A | <ul style="list-style-type: none"> ・ Q の下から 1 行目 また～ ・ A の本文下から 2 行目 また～ ・ A の仕訳例③ | (削除) ※設問と仕訳例が連動していないため |
| (P70) 99 学生寮に要する経費 A の参考 | 「教育研究経費と管理経費の区分について」(昭和 61 年 7 月 8 日 日本公認会計士協会 学校法人委員会・学校法人会計問答集 (Q&A) 第 6 号) 質問 4 (2) | 「教育研究経費と管理経費の区分に関する Q&A」(平成 26 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会 学校法人委員会 研究報告第 30 号) 質問 4 (2) |
| (P102) 153 建物取壊しと仮設校舎の建設費 A (1) についての参考 | 「教育研究経費と管理経費の区分について」(昭和 61 年 7 月 8 日 日本公認会計士協会 学校法人委員会 学校法人会計問答集 (Q&A) 第 6 号 質問 2) | 「教育研究経費と管理経費の区分に関する Q&A」(平成 26 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会 学校法人委員会 研究報告第 30 号 質問 2) |
| (P106) 157 過年度に支給した退職金の修正 A の 6 行目 | 「特別収支」の区分の「(大科目) その他の特別 <u>収入</u> 」 | 「特別収支」の区分の「(大科目) その他の特別 <u>支出</u> 」 |
| (P106) 157 過年度に支給した退職金の修正 A の 12 行目 | 「特別収支」の区分の「(大科目) その他の特別 <u>支出</u> 」 | 「特別収支」の区分の「(大科目) その他の特別 <u>収入</u> 」 |

| 項目 | 誤 | 正 |
|--|--|--|
| (P155) 230 長期借入金から短期借入金への振替 A 6 行目及び参考 | 「学校法人計算書類の表示について (その 1)」(昭和 50 年 5 月 7 日 日本公認会計士協会 学校会計委員会報告第 20 号) | 「学校法人計算書類の表示に関する研究報告」(平成 28 年 1 月 13 日 日本公認会計士協会 学校法人委員会研究報告第 33 号) |
| (P161) 236 退職金引き下げに伴う退職給与引当金の取扱い A 8 行目 | 事業活動収支計算書では <u>特別収支</u> の | 事業活動収支計算書では <u>教育活動収支</u> の |
| (P162) 238 退職金団体からの交付金が期末退職金要支給額を上回る場合 A 12 行目 | 事業活動収支計算書では <u>特別収支</u> の | 事業活動収支計算書では <u>教育活動収支</u> の |
| (P195) 277 資金収支内訳表等における大学院の部門表示 A の表 | A <u>学科</u> B <u>学科</u> | A <u>学部</u> B <u>学部</u> |
| (P199) 284 資金収支内訳表等に学生寮を部門表示することの是非 A の下の表 | A <u>学部</u> B <u>学部</u> | A <u>学科</u> B <u>学科</u> |
| (P259) 372 予算を変更した場合の届出 A | 理事会の議決によって変更された場合、又は議決なしに事務局が処理してしまったが、本来、理事会の議決を経るべきであった場合には、ここにいう変更した場合にあたる。 理事会の議決を要するか否かは、寄附行為、当初予算、経理規程その他当該法人の内部規程に照らして判断することとなる。 | 理事会の議決によって補正予算を作成した場合は届け出が必要となる。 ただし、寄附行為、経理規程、その他当該法人の内部規程によって行う、予備費の使用、予算の科目間流用等については、届け出が必要な変更には当たらない。 |
| (P275) 387 収益事業部門から学校部門への寄付金繰入れ A 下から 1 行目 | 法人税 <u>15</u> 万円 | 法人税 <u>45</u> 万円 |

※以上の内容は平成 28 年 10 月より販売している増刷版では修正済みである。